

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成○年○月○日、ダンプトラックの荷台から土砂を降ろす作業中に首を運転席の窓枠に強打した（以下「本件事故」という。）という。請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し、「頸椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をしたことから、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対して再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成17年労第64号。以下「前回裁決」という。）。
- 4 請求人は、その後も通院加療を継続し、平成○年○月○日、Dクリニックに転医し、本件傷病と診断された。
- 5 本件は、請求人が障害補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 6 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再

審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病及び残存する障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病については、当審査会としては、前回裁決において業務上の事由によるものとは認められないとして棄却したところであり、本件再審査請求において、請求人が新たに提出した資料及び主張を精査するも、前回裁決における判断を左右するものは見いだすことはできないことから、請求人に残存する障害を業務上の事由によるものと認めることはできない。

(2) なお、請求人は、会社が違法にダンプトラックの最大積載荷重を超えて積載させていなければ本件事故が発生しなかったものであり、業務上の災害である旨主張しているが、仮にそのような違法行為があったとしても、本件事故と本件傷病との間に医学的な相当因果関係はないため、請求人の主張を認めることはできない。

(3) また、請求人は当初受診したC病院で誤診及び隠蔽が行われたとの主張を行っているが、これらは前回裁決においてすでに棄却の判断を示している範囲内の主張であって、これを超えるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。